

	御意見の概要	厚生労働省の回答
25	BSEのような新しい社会的脅威に対しては、何がどこまでわかっていて、どういうことがわかっていないか、リスクはどこにあるか、きちんと情報を開示し、国民に説明し続けることが求められます。それには科学者の力も必要不可欠です。当該責任官庁と科学者がきちんとした説明責任を果たしてきたかと問えば、まだまだ不十分といわざるをえず、現在の日本の状況はBSEに関して国民に十分な安心感を与えるシステムになっていないと考えます。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、食品安全委員会が科学的見地からとりまとめた報告書を尊重して進めていくことが基本と考えていますが、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力します。
26	私は、日本で行われている、全頭検査が最も良いシステムで有ると確信しています。(検査対象を緩める事には反対します)全頭検査+危険部位除去+肉牛のトレースアビリティが今の時代こそ必要。	わが国においては、BSE感染牛が確認された平成13年10月以降、と畜場等におけるBSE対策として、①特定危険部位の適切な除去による異常プリオンたん白質の蓄積部位の排除②高濃度の異常プリオンたん白質に汚染された可能性があるBSE感染牛に由来する牛肉等を排除するためのBSE検査を行って牛肉の安全確保を図っています。BSE全頭検査については、平成13年10月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかつたこと②国内でBSE感染牛が初めて発見され国民の間に強い不安があつたこと等の状況を踏まえて開始したものでした。厚生労働省としては、BSE検査、SRM管理いずれも重要なBSE対策と認識しており、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、今後、検査のあり方の見直し、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。なお、肉牛のトレーサビリティについては、農林水産省で対応しておりますので、ご意見をお伝えいたします。
27	牛のBSEスクリーニング検査対象月齢を21ヶ月以上とすることについて、私は絶対反対です。まず、BSEの感染原因がプリオンたんぱく質であり、それが検査対象月齢20ヶ月以下では検出できないとの理由に基づいています。しかし、その判断には「本当にプリオンたんぱく質が原因なのか?」という問題が存在しています。現在の研究では、牛の血液そのものが感染元との報告もあります。この病気はまだ未知の部分が多い病気です。	食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて適切に対応いたします。
28	イギリス、フランスに1日でも滞在したことのある者からの献血を受け入れないという制限と対比すれば、明らかに安全性軽視である。	血液対策については、vCJD感染の有無をスクリーニング検査できないことや、異常プリオンたん白質を輸血用血液から効果的に除去する技術が確立されていないという状況も踏まえた対応と理解しています。BSE問題については、他の食品安全問題と同様、科学的知見に基づき対処することが基本です。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
29	全頭検査の緩和実施の有無は、例外的に見つかる若齢牛のBSEはSRM除去のみで十分と見なすか、それとも現在の検査法で検出できる月齢のものはすべて検査対象とするべきかということになるのでしょうか。しかし何も国産牛まで米国基準に合わせる必要はないのではないかでしょうか。国産は国内の基準で今までどおり全頭検査を行い、米国産は米国の基準で輸入を再開すればいいだけではないでしょうか。加工品にしても原材料が国内産か米国産の表示をすればいいのではないかでしょうか。 どちらを購入するか(リスク・価格評価)は消費者に任せればいいのではないかでしょうか。	原産地表示については、農林水産省で対応しておりますので、担当部局あてに御意見をお伝えいたします。
30	新たにBSE牛が発見されている現状があり、今後もBSEについて詳しい資料を得るためにも、全頭検査は実施していった方が良いと思います。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えています。BSE全頭検査については、平成13年10月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかつたこと、②国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があつたこと、等の状況を踏まえて開始したものです。昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といたしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて適切に対応いたします。
31	食品衛生法は、「病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの」の販売、輸入等を禁じているが(同法6条3項)、20ヶ月齢以下に関する異常プリオン汚染度が「非常に低い」ことは、同法にいう「疑い」に該当し、科学的には「ほぼ安全」とされても、法的には販売、輸入等が禁じられると考えられます。	食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。定量的評価による試算でも同様の推定が得られています。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文においては、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできませんが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。よって、「疑い」には該当しないものと考えています。
32	BSEの検査について、わが国の基準とOIEの基準(世界の基準)が、今後は出来るだけ早期にOIEの基準に近づけるようご尽力を御願い致します。	OIE基準の見直しに当たっては、専門家会合やリスクコミュニケーションを行った上で、我が国の意見を取りまとめ提出し、対応しているところです。
33	この度の、牛海綿状脳症(BSE)に係る検査対象月齢を、0ヶ月齢(全頭検査)から21ヶ月齢以上に変更することには、大変感謝しております。 これを機に、この問題が早期決着する事を、期待しております。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といたしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。

	御意見の概要	厚生労働省の回答
34	2001年から現在までにおいての全頭検査結果から若齢牛のデータが蓄積できていると思います。現行の検査では、単なる検査のための検査であり、必ずしも安全を保証するものではないのでムダである。危険部位をとることのみが、安全を保証できるのだということが理解できれば、検査対象をもっとしぼれて節税になるのではないか。	BSE検査、SRM管理いずれも重要なBSE対策と認識しております、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、検査のあり方、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。
35	BSEスクリーニング検査対象月齢を21ヶ月以上にという答申案を一応は評価します。検査基準は諸外国と同様に30ヶ月齢以上が妥当だと思います。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、同年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、本年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。厚生労働省といしましては、検査対象月齢の見直しに当たって、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところです。
36	日本でのBSE発症例はホルスタイン種に限定されており、黒毛和牛を含む肉専用種には無いことを鑑みると、更にBSE検査対象とする生体牛の「品種」を限定することについても、積極的に検討するに値するものと考えます。	
37	全頭検査を継続することは、経費の無駄の何物でもない。	
38	全頭検査を世界基準とするように働きかけてください。	
39	国から引き続き検査費用の補助金が出され、全頭検査はしばらく継続されるということですが、今後各自治体に全頭検査に対する考え方方が変化していく(検査を辞めていく)ような、働きかけをしていただくことを期待します。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、食品安全委員会が科学的見地からとりまとめた報告書を尊重して進めていくことが基本と考えていますが、科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力します。
40	個人の裁量に任せるべきです。この問題もあらゆる事象に起こりうる危険度に対する確率の問題だと思います。	
41	積極的で十分なリスクコミュニケーションの実施を求めます。国民(消費者)の願いは、安全で安心できる施策を最優先することです。その中で行政への信頼も生まれます。そのためにも、積極的に十分なリスクコミュニケーションの実施を求めます。	
42	今回の、BSE検査対象月齢の変更により、「牛肉の安全を確保するためにはSRM除去が最優先される。」ことを、貴省は幅広く国民に伝えるべきである。省令改正後も、21ヶ月齢未満の牛のBSE検査費用を、貴省は3年間地方自治体に補助することになっていますが、この補助金は税金の無駄使いであり、1日も早くこの補助金を取りやめるべきである。	BSE検査、SRM管理いずれも重要なBSE対策と認識しております、食品安全委員会の答申審議の経過も踏まえて、検査のあり方、ピッキングの廃止を含めたSRM管理の徹底について、適切に対応いたします。なお、国庫補助の趣旨については、今回科学的知見に基づきBSE検査対象を21ヶ月齢以上とするとしても、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、引き続き国庫補助を行うものです。
43	私たちに選択の自由と権利を与えてほしい。商品には詳細でごまかしのきかない正しい表示をしていただきたい。特に牛肉については、検査済みのものとそうでないものを正確に表示していただきたいと思います。検査済み、無検査を明確に表示することを法律で義務づけてほしいと思います。	未検査牛肉と検査済み牛肉の表示による識別について現時点において確定的なお答えをすることはできないが、両者の安全性に差がない前提に立てば、食品衛生の観点から法律による義務付けを行うことについては、難しいと考えている。